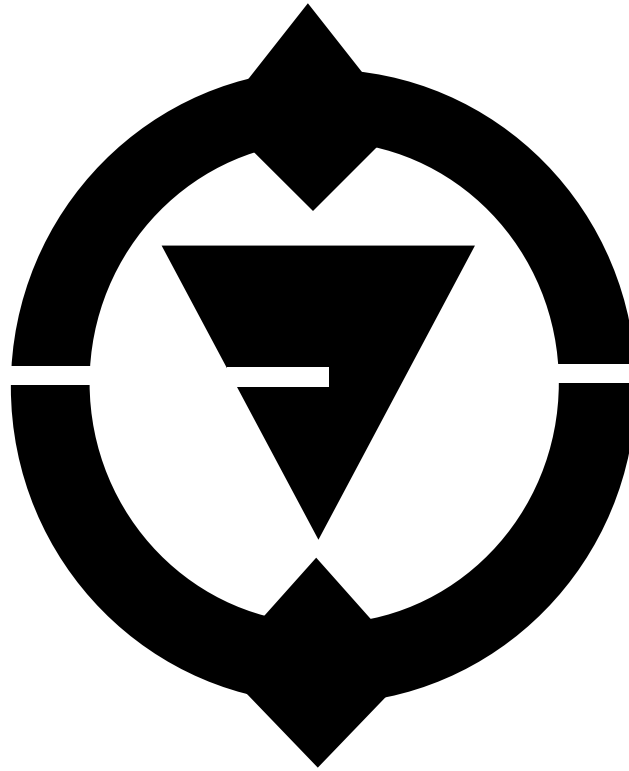


令和5年度

* 水 防 計 画 書 *
*



令和5年6月

福岡県中間市

目 次

第1章	総 則	1
第2章	水防組織及び事務	1
第3章	水防予報、水防警報等	1
第4章	重要水防箇所	2
第5章	水防に関する連絡・広報	2
第1節	情報の収集・広報及び連絡系統	2
第2節	水位・雨量の情報	2
第3節	危険事態発生の通報連絡	2
第6章	水防活動	3
第1節	水防非常配備	3
第2節	水防機械器具及び資材	3
第3節	輸 送	3
第4節	監視と警戒	3
第5節	水防活動時における安全配慮	4
第7章	水防信号及び標識並びに身分証明	4
第1節	水防信号	4
第2節	水防標識	5
第8章	相互協定と応援	6
第1節	他の管理団体との相互協定	6
第2節	中間市災害対策協力会との応急対策業務に関する協定	6
第3節	応 援	6
第4節	河川管理者の協力	6
第9章	自衛隊及び警察官の出動要請等	6
第1節	自衛隊の派遣要請の要求	6
第2節	警察官の出動要請	6
第10章	水防費用と公用負担	7
第1節	水防費用	7
第2節	公用負担	7
第11章	水防報告と記録	7
第1節	水防報告	7
第2節	水防記録	8

第12章	その他	8
第1節	避難及び立退き	8
第2節	水防非常態勢の解除	8
第3節	公務災害補償	8
第4節	水防功労者の報償及び表彰	8
第5節	水防訓練	9
第6節	防災知識の広報周知	9
第13章	計画の更新	9
別表1	水防組織	10
別表1の2	水防本部組織事務分掌	11～12
別表2	消防分団（水防団）組織	13
別表3	市内で災害が予想される箇所	14～14の2
別表3の2	中間市警戒箇所図	15
別表4	情報収集及び広報系統	16
別表4の2	水防連絡系統	16の2
別表5	県有・中間市・遠賀郡各町水防倉庫別資器材総括表	17
別表5の2	中間市災害対策協力会への連絡体制表	18
別表6	危険箇所への輸送経路	19
別表7	水防実施状況報告書	20
別表8	水防訓練報告書	21
別表9	水防日誌	22
別表10	水防資材受払簿	23
別表11	市内避難所一覧表	24
別表12	非常時の避難所	25
資料1	中間市防災会議委員	26
〃 2	中間市防災会議幹事	27
〃 3	中間市消防団幹部名簿・格納庫管理人名簿	28
〃 4	公用車両等調べ	29
〃 5	排水施設等一覧表	30

第 1 章 総 則

この計画は、水防法（以下「法」という。）第 33 条の規定に基づき、中間市における水防事務の調整及びその円滑な実施に必要な事項を規定し、もって市内の水害を警戒防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

第 2 章 水防組織及び事務

本市に水害の発生の恐れが生じたときから、その危険が解消するまでの間、次の組織をもって水防事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置された場合は、水防本部はその組織に入るものとする。

1 本部組織

(1) 水防本部等の設置

- ア 中間市役所内に水防本部を設置する。
- イ 水防本部の設置以前に、必要な場合、水防警戒本部を設置する。

(2) 組織及び事務分掌

- ア 水防本部
 - (ア) 水防本部の組織及び事務分掌は、別表 1 及び別表 1 の 2 のとおりとする。
 - (イ) 消防団（水防団）の組織は別表 2 のとおりとする。
- イ 水防警戒本部
 - 別紙「中間市水防警戒本部設置基準」による。

2 本部会議

水防本部に本部長、副本部長及び各班長で構成する本部会議を置き、必要に応じ会議を開く。

3 県地方本部との連絡

水防本部は水防活動を容易に実施するため、水防関係事項について、福岡県北九州水防地方本部（北九州県土整備事務所）（以下「県地方本部」という。）と緊密かつ迅速な連絡をとり、被害の軽減・防止に努めるものとする。

4 水防本部係員の非常参集

事務分担する係員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

第 3 章 水防予報、水防警報等

次の水防警報の通知を受けた水防管理者（中間市長）は、関係住民に連絡するとともに消防機関等を待機させ、又は必要に応じて出動その他の処置を行うものとする。

- 1 国土交通大臣が気象庁長官と共同で洪水予報を行う河川（法第 10 条第 2 項）
遠賀川 犬鳴川
- 2 国土交通大臣による水防警報河川（法第 16 条第 1 項）

- 遠賀川 犬鳴川 黒川 西川 笹尾川
- 3 国土交通大臣による避難判断水位到達情報通知及び周知河川（法第13条第1項）
 黒川 西川 笹尾川
- 4 水防管理者（中間市長）が水防警報を行う河川
 新々堀川

第4章 重要水防箇所

重要水防箇所は別表3及び別表3の2のとおりとする。

第5章 水防に関する連絡・広報

第1節 情報の収集・広報及び連絡系統

水防活動に必要な情報の収集及び市民に対する広報並びに部内及び部外機構との連絡は別表4により、それぞれ行うものとする。

また、遠賀川の間観測所における水位が、はん濫注意水位（3.70m）を超え、その後も水位の上昇が見込まれる場合には、なかまコミュニティ無線から「遠賀川が増水しています。注意してください。」と広報を行うものとする。

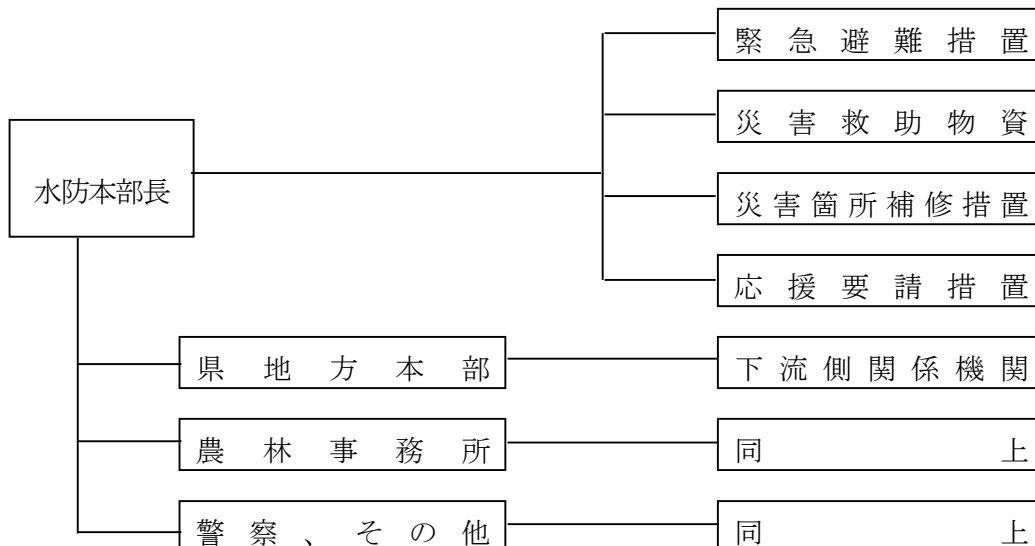
第2節 水位・雨量の情報

河川の水位観測は、国土交通省遠賀川河川事務所において観測された水位情報を逐次記録するとともに、各河川の上流市町村における降雨量の状況を調査し警戒するほか、中間市消防本部において毎時雨量観測を行うものとする。

第3節 危険事態発生の通報連絡

堤防決壊等の危険事態が発生した場合は、水防本部は法第25条の規定により直ちにその旨を関係機関に通報するとともに、対策措置を講ずるものとする。

（ 通 報 連 絡 ）



第6章 水防活動

第1節 水防非常配備

本市に水害が発生し、又は発生の恐れがある場合、水防本部長は所属職員の水防非常配備への切替えを迅速確実に行うとともに、事態に即応して職員の配備体制を次の三段階に分けて対処する。

◎ 第1 配備体制（待機）

遠賀川が水防団待機水位（2.40m）に達し、はん濫注意水位（3.70m）に達すると思われるときにとる体制で、最小限度の人員をもって危険箇所の警戒及び情報の収集連絡にあたり、事態の推移によっては、強化配備に移行する。

◎ 第2 配備体制（準備）

遠賀川が水防団待機水位（2.40m）を超え、はん濫注意水位（3.70m）を突破すると思われるときにとる配備で、所要人員を増員し直ちに水防活動が遂行できる体制

◎ 第3 配備体制（出動）

遠賀川がはん濫注意水位（3.70m）に達し、なお、上昇の見込みがあるときにとる配備で、所要人員のほか地区住民の総力を結集して、これに対処する体制

◎ 第4 配備体制

遠賀川がはん濫注意水位（3.70m）以下に下がったが、当分の間、必要最小限の人員をもって事態の推移を監視する体制

第2節 水防機械器具及び資材

- 1 水防資器材は、別表5のとおりとし、状況によって必要な箇所に分散配置する。
- 2 水防資器材の補給については、緊急補給の方途を講じておくとともに、これらによってもなお資器材が不足又は緊急調達が困難なときは、県地方本部に補給要請をする。

第3節 輸 送

水防本部長は、管内のあらゆる状況を考慮した輸送経路を別表6のとおり作成するとともに、状況に応じて適切な指令を行うものとする。

第4節 監視と警戒

1 常時監視

水防管理者又は消防機関の長は、常時監視員を設けて随時区域内を監視し、水防上危険と認められる箇所があるときは、必要な措置を講じ、県地方本部に連絡しなければならない。

2 非常監視

水防本部長は、出動命令を発したときから解除するまでの間、水防警戒を厳重にし、特に重要水防区域及び水防警戒区域を巡回し、異常事態を発見した場合は、県地方本部に報告するとともに必要な措置をとるものとする。

3 監視の要点

前項の監視に当たっては、特に次の事項に注意しなければならない。

- (1) 居住地側堤防斜面等の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ並びにパイピング現象
- (2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

- (3) 堤防上面の亀裂又は沈下
- (4) 堤防から水があふれる状態
- (5) 水門の両袖又は底部よりの漏水と扉の状態
- (6) 橋梁その他河川工作物と堤防取付部の状態

4 水門等の操作

水門等の管理者は、水位に関係した洪水予報を受理したときは特に水位の変動を監視し、事態に応じて門扉の開閉を行わなければならない。

5 警戒区域

法第21条の規定により、別表3及び別表3の2の重要水防箇所、監視、通報等をもとに、状況に応じて警戒区域を設定するものとする。

第5節 水防活動時における安全配慮

水防活動を実施するときは、活動に従事する班員や消防団員自身の安全確保に留意するものとする。避難誘導や水防作業の際も、安全を確保する装備や連絡体制等に配慮するものとする。

第7章 水防信号及び標識 並びに身分証明

第1節 水防信号

福岡県水防計画に基づき本市で用いる水防信号は、次のとおりとする。

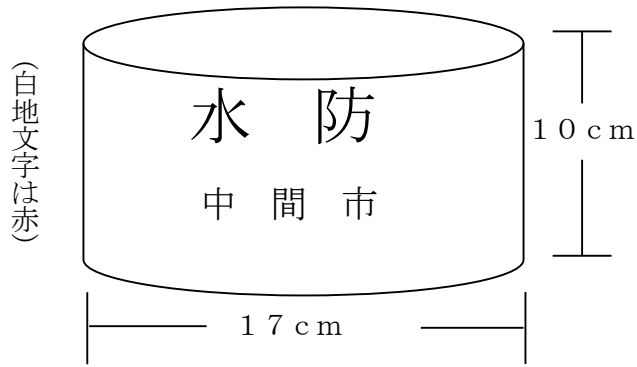
種 別	区 分	サイレン信号				
第1信号	第1配備体制の配備を知らせる場合	(5秒) ○ー	(15秒) 休止	(5秒) ○ー	(15秒) 休止	(5秒) ○ー
第2信号	第2以下同	(5秒) ○ー	(6秒) 休止	(5秒) ○ー	(6秒) 休止	(5秒) ○ー
第3信号	第3以下同	(10秒) ○ー	(5秒) 休止	(10秒) ○ー	(5秒) 休止	(10秒) ○ー
第4信号	住民に避難を知らせる場合	(1分) ○ー		(5秒) 休止		(1分) ○ー

- (1) 信号は適宜の時間継続すること。
- (2) 避難を知らせる場合は、口頭伝達も併せて行うこと。
- (3) 危険を確認したときは、口頭伝達により周知させること。

第2節 水防標識

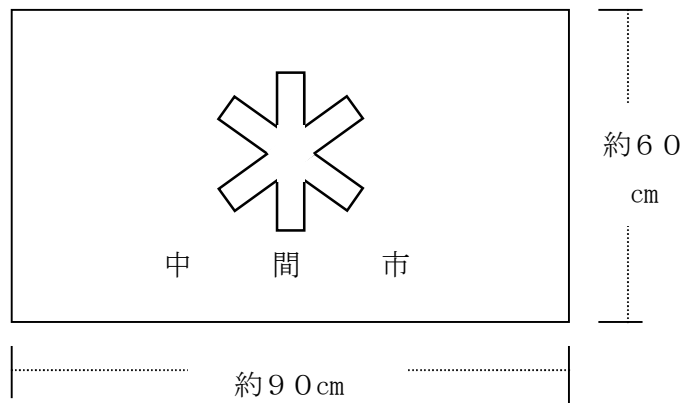
1 緊急通行の標識

水防に従事する水防本部員並びに関係者が出動するときは、標識として次の腕章をつけるものとする。



2 優先通行車両の標識

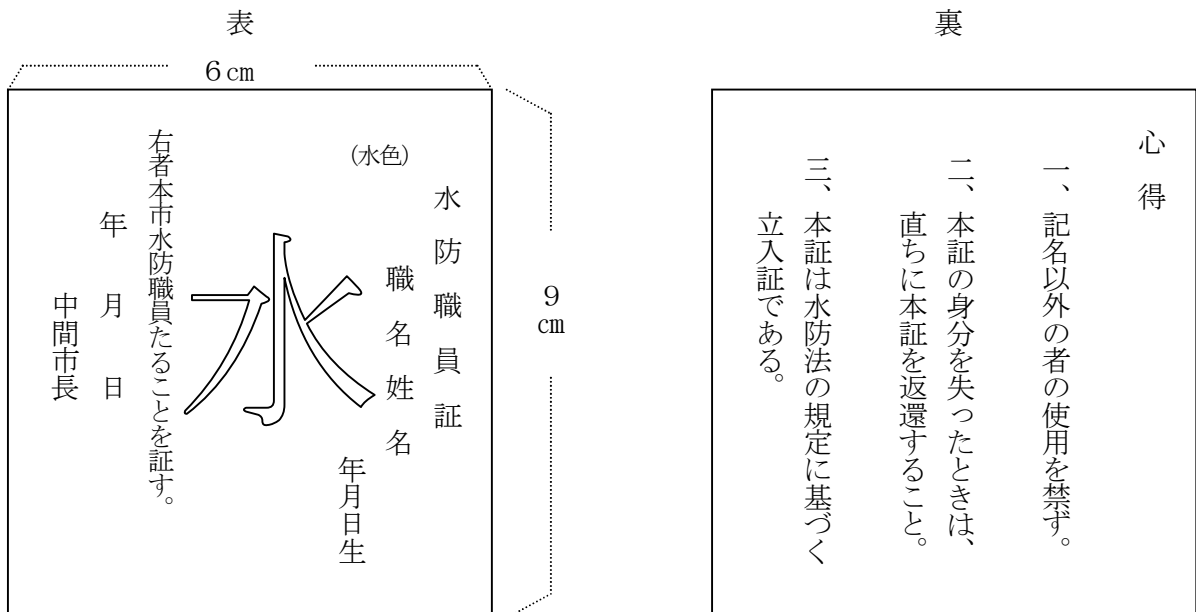
法第18条により水防のため優先通行できる車両の知事が定めた標識は、次のとおりとする。



全体の背景の色 白

中央のマークの色 赤

3 法第49条第2項による水防職員の身分証明は、次のとおりとする。



第8章 相互協定と応援

第1節 他の管理団体との相互協定

水防管理者は、隣接する水防管理団体と予め応援等水防事務に関する相互協定を行い、水防活動の円滑を図るものとする。

第2節 中間市災害対策協力会との応急対策業務に関する協定

水防本部長は、状況に応じて水防活動に必要な資器材の調達、作業員の出動等を「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、災害対策協力会に要請するものとする。

第3節 応援

水防本部長は、法第23条に基づき緊急の場合必要があるときは、他の水防管理者に対し応援を求めることができる。

また、他の水防管理者より応援を求められた場合は、できる限りその求めに応じなければならない。

第4節 河川管理者の協力

河川管理者である国土交通省は、水防管理者と協議の上、河川に関する情報の提供、水防訓練への参加、備蓄資材の提供等、水防活動の協力を行うものとする。

第9章 自衛隊及び警察官の出動要請等

第1節 自衛隊の派遣要請の要求

災害が著しく拡大した時又は拡大するおそれを生じたときは、水防本部長は県知事に対し次の要領により、自衛隊の派遣要請を要求するものとする。ただし、特に緊急な場合は最寄りの部隊あてに連絡後、要求手続きを行う。

1 要請方法

文書とする。ただし、まず最も早い方法（電話・ファックス）で連絡した後、速やかに要求書を提出する。

2 派遣要請要求書の記載事項

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する理由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣を希望する人員、航空機等の概要
- (4) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (5) その他参考となる事項

第2節 警察官の出動要請

法第22条の規定により水防のため必要な場合は、警察署長に対して警察官の出動を要請するものとする。

第 1 0 章 水防費用と公用負担

第1節 水防費用

管轄区域内の水防に要した費用は、市が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体への応援のために要した費用の負担は、被応援団体と協議して区分、金額等を定めるものとする。

第2節 公用負担

- 1 法第28条の規定に基づき、水防のため緊急の必要があるときは、水防本部長は水防の現場において、次の権限を行使することができる。
 - (1) 必要な土地の一時使用
 - (2) 土石、竹木その他の資材の使用又は収用
 - (3) 車両その他の運搬用具又は器具の使用
 - (4) 工作物その他の障害物の処分
- 2 前項の権限行使によって所有者、管理者等損失を受けた者に対しては、時価によりその損失を補償するものとする。

第 1 1 章 水防報告と記録

第1節 水防報告

水防活動あるいは水防訓練の結果について、法第47条の規定に基づき行う報告は、次によるものとする。

(1) 要 領

水防体制から常時に復したとき（10日以内）又は訓練を終了したときは、水防本部長は水防実施状況報告書等に次の事項を付記し、県地方本部を経由して県知事に報告しなければならない。

- ア 天候の状況
- イ 洪水増減の状況
- ウ 水防（消防）機関に属する者の出動時刻及び人員
- エ 堤防その他の施設の被害の有無
- オ 水防作業の状況
- カ 使用資材の種類及び数量並びに消耗品等の回収状況
- キ 法第28条の規定による公用負担の種類及び員数
- ク 応援の状況
- ケ 居住者の状況
- コ 警察官の出動状況
- サ 現場指揮者の氏名
- シ 立退の状況
- ス 罹災者の状況

セ 殊勲者及びその功績

ソ 今後の水防について考慮を要する点

(2) 様 式

水防実施状況報告書及び水防訓練報告書の様式は、別表7及び別表8のとおりとする。

第2節 水防記録

1 水防日誌

水防活動を開始したときは、水防日誌（別表9）を作成し、必要に応じて現場写真を撮影して、当時の状況を記録しておくものとする。

2 水防資材受払簿

水防本部長は水防資材受払簿（別表10）を作成し、水防資材の受払等を明確にしておくものとする。

第 1 2 章 その他

第1節 避難及び立退き

1 高齢者等避難の発令

水防本部長は、中間水位観測所において、避難判断水位（5.00m）に到達し、かつ、その後も水位の上昇が見込まれる場合には、高齢者等避難を発令する。

2 避難指示の発令

水防本部長は、中間水位観測所において、はん濫危険水位（5.40m）に到達し、かつ、その後も水位の上昇が見込まれる場合には、避難指示を発令する。

3 避難指示の発令

水防本部長は、中間水位観測所において、計画高水位（6.208m）に到達するおそれがあり、その後も水位の上昇が見込まれる場合には、避難指示の発令を行う。また、水防本部長は、緊急時に円滑な避難ができるよう、あらかじめ、避難所（別表11及び別表12）について、住民に周知徹底を図るものとする。なお、法第29条に基づき居住者に立退きの指示をする場合には、警察署長にその旨を通知するものとする。

第2節 水防非常態勢の解除

水防本部長は水位がはん濫注意水位（3.70m）以下に減じ、警戒の必要がなくなったと認めたときは、水防非常配置を解除するとともに、一般に周知しなければならない。

第3節 公務災害補償

水防に従事したものが公務により死亡し、又は負傷し、若しくは病気になったときは、政令で定める基準又は市の条例の定めるところにより、本人又はその遺族等にこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

第4節 水防功労者の報償及び表彰

1 報 償

国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で、当該水防に関し著しい功労があると認められる者に対し、「水防功労者表彰規則」で定めるところにより、報償を行うことができる。

2 表 彰

国土交通大臣は、水防功労が顕著なもので上記報償に該当しないものについて、「国土交通省表彰規程」を適用し、表彰することができる。

第5節 水防訓練

水防技術の向上、水防思想及び河川愛護の普及のため県地方本部等の指導を受け、次の要領で水防訓練等を実施するものとする。

1 想定訓練

- (1) 気象状況
- (2) 水位及び降雨の状況
- (3) 洪水予報（水位、雨量の通報訓練を兼ねる。）
- (4) 危険箇所
- (5) 状況変化

2 作業訓練

- (1) 水防作業員の招集出動
- (2) 水防工法の選定及び実習
- (3) 必要資器材の種類及び数量の判定
- (4) 資器材運搬の状況
- (5) 作業開始から終了までの動作と出来上がりの判定
- (6) 状況変化による次期作業についての判定

第6節 防災知識の広報周知

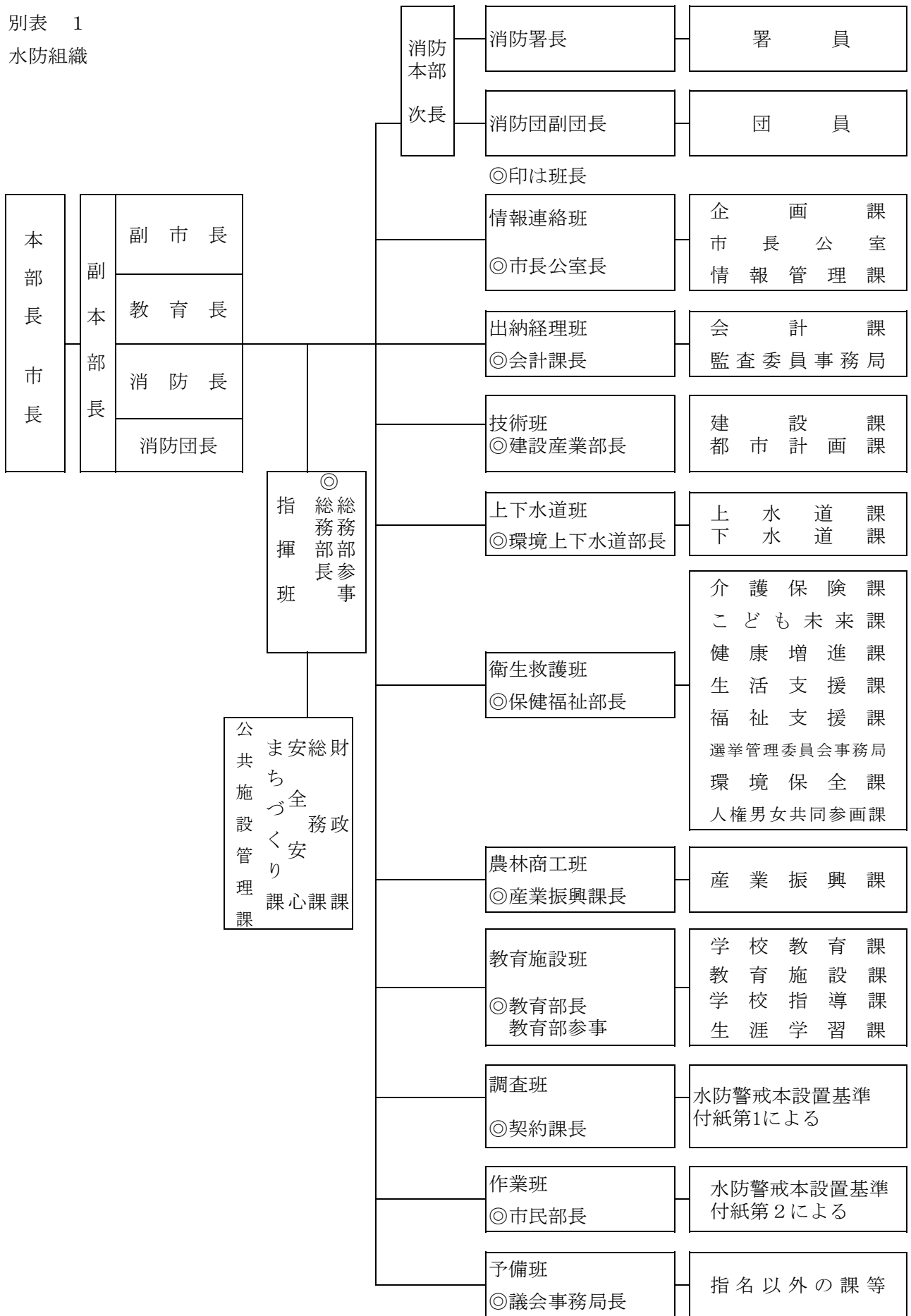
水防管理者は、水防に必要な次の事項について各関係機関及び団体と協力し、その広報周知を図るものとする。

- (1) 市民の水防協力認識の向上
- (2) 気象予報、水防警報の伝達方法（特に夜間）
- (3) 堤防等の異常発見の通報及び応急処置
- (4) 重要水防区域、資材運送方法等
- (5) 洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等

第 1 3 章 計 画 の 更 新

水防計画は、毎年防災会議に諮り、その承認を得て更新するものとする。

別表 1
水防組織



別表 1の2

水防本部組織事務分掌

班 別	正 副 班 長	事 務 分 掌
指揮班	◎総務部長 総務部参事 ○安全安心まちづくり課長 ○総務課長 ○財政課長 ○公共施設管理課長	各班の連絡調整 気象情報等の収集 水防資材の配備、管理 作業員の配備 渉外事務の処理 避難輸送の計画 費用負担・公用負担事務 公務災害補償事務 自衛隊の派遣要請の要求 県有水防資材の補給要請 その他他班に属さない事項
情報連絡班	◎市長公室長 ○企画課長 ○情報管理課長	各地の被害状況の調査記録 水防情報の伝達及び収集記録 被害状況の記録、集計及び災害写真撮影 他市町村及び関係機関の情報連絡調整
出納経理班	◎会計課長 ○監査委員事務局長	水防資材・器材の購入支払 罹災者の救助に要した経費の支払 水防諸経費の出納・経理
技術班	◎建設産業部長 ○建設課長 ○都市計画課長	道路・河川・一般土木の被害状況調査及び応急処置 公営住宅等の被害状況調査及び応急処置 水防工作の指導 水門開門・えん堤等の操作 応急仮設住宅の建設 土のうに関すること。
上下水道班	◎環境上下水道部長 ○上水道課長 ○下水道課長	取水施設・浄水場・配水池及び送水施設に関する事項 水質及び給配水管の管理に関する事項 水害時の給水計画及び応急給水に関する事項 下水道施設の被害状況調査及び応急処置
衛生救護班	◎保健福祉部長 ○介護保険課長 ○こども未来課長 ○健康増進課長 ○生活支援課長 ○福祉支援課長 ○選挙管理委員会事務局長 ○環境保全課長 ○人権男女共同参画課長	避難所、避難経路の選定誘導 要配慮者の避難誘導 炊出し及び食料の配給 救援用物資の確保及び収配 出水後の防疫 福祉施設の被害状況調査及び応急処置 医療救護活動の支援 その他衛生救護に関する事項
農林商工班	◎産業振興課長	農林商工業関係の被害状況調査及び応急処置 農産物の災害予防 種苗流出の場合の種苗あっせん 災害農産物の病害予防 食料品その他生活必需品の確保に関する事項

班 別	正 副 班 長	事 務 分 掌
教育施設班	◎教育部長 教育部参事 ○学校教育課長 ○教育施設課長 ○学校指導課長 ○生涯学習課長	児童・生徒等の避難誘導 応急教育に関する事項 教科書その他学用品の調達及び配給 学校給食に関する事項 学校教育施設の被害状況調査及び応急処置 史跡・文化財の被害状況調査及び応急処置 史跡・文化財施設での避難誘導 学校教育施設（避難場所）の開設準備及び開設後の管理 その他学校災害・史跡文化財災害に関する他機関との連絡
調査班	◎契約課長 ○市民課長	被害状況調査・情報収集 （被害状況調査区域職員との連絡調整）
作業班	◎市民部長 ○課税課長 ○収納課長	災害現場における水防活動 被害の拡大防止措置
予備班	◎議会事務局長 ○議会事務局次長	各班要員の不足補充
消防本部	◎次長 ○消防総務課長 ○警防課長 ○予防課長	救助及び救急活動 消防団との相互応援支援指揮命令の伝達 水位通報、雨量通報受信 水防資器材の輸送 水防区域の警戒巡視 水防信号の操作
消防団	◎副団長 ○本部部長	罹災者の救出、救助活動 災害現場の応急対策活動 避難住民の誘導補助 水防区域の警戒巡視

消防分団（水防団）組織

活動隊長	活動隊員	区	域	連絡員
第1分団長	第1分団員 地区住民	唐戸、本町、鳥森、新手、中尾、中町、 松ヶ岡一区、松ヶ岡二区、土手ノ内一丁目、 土手ノ内二区、土手ノ内三丁目、小田ヶ浦		団員
第2分団長	第2分団員 地区住民	昭和町、屋島、川端、御館町、岩瀬南町、 片峯町、栄町、浄花町、中鶴一区、中鶴二丁目、 中鶴三区		
第3分団長	第3分団員 地区住民	岩瀬北町、自由ヶ丘、岩瀬東町、下蓮花寺、 上蓮花寺、太賀一区、太賀二区、太賀三区、 徳若、岩瀬西町一区、岩瀬西町二区、高見、 白天、大根土、曙町、中牟田、宮林、 扇ヶ浦二区		
第4分団長	第4分団員 地区住民	通谷一丁目、通谷二区、通谷三区、通谷四区、 桜台、朝霧、鍋山、扇ヶ浦一区、深坂、 弥生町、池田町、大辻町、七重、中央町、 星ヶ丘		
第5分団長	第5分団員 地区住民	垣生町、下大隈、上底井野、中底井野、砂山		
				市職員

重要水防箇所 市内で災害が予想される箇所

◎ 土石流が発生する恐れのある箇所（ボタ山）

地 区 名	予 想 さ れ る 箇 所
上蓮花寺・蓮花寺	上蓮花寺・蓮花寺の一部
大辻・深坂一丁目	大辻・深坂一丁目の一部

◎ がけ崩れ等の恐れのある箇所

番号	地 区 名	予 想 さ れ る 箇 所
1	岩瀬三丁目	北中学校北側・東側・公民館
2	岩瀬三丁目	北中学校南側
3	深坂二丁目17番	
4	岩瀬西町53番	
5	岩瀬二丁目29番	
6	蓮花寺二丁目	プリンス2番館裏
7	太賀	太賀団地北側
8	朝霧二丁目	給水塔南側
9	蓮花寺三丁目20番	光林寺裏
10	深坂一丁目15番	
11	七重町	七重団地西側
12	垣生	垣生公園裏付近
13	中間四丁目3番8号	
14	小田ヶ浦一丁目12番	松田建設資材置場上部付近
15	蓮花寺二丁目14番	
16	深坂一丁目11番	
17	通谷一丁目15番	

※これらの箇所を含め、県知事から指定された土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）、土砂災害危険箇所（法指定外）については、別表3の2を参照

◎ 床上・床下浸水等の恐れのある箇所

箇所番号	浸水想定箇所
①	蓮花寺交差点～通谷電停
②	サンパーク通谷～新中間病院
③	本町（中間一丁目1番～8番）
④	昭和町交差点(中間停車場線)
⑤	岩瀬三丁目・四丁目市道
⑥	垣生JRアンダーパス～カナザワ石油（県道中間宮田線）
⑦	上底井野16組～なのみ園
⑧	朝霧一丁目脾胃坂公園周辺

◎ 水防上重要と認められる国土交通大臣管理区間の重要水防箇所は次のとおりである。

国土交通大臣管理区間重要水防箇所表

① 遠賀川水系（重要度A）

河川名	地先名	岸別	位置	延長	備考	水防工法
黒川	中間市土手ノ内地先	左	0/300～0/400	100m	越水A	積み土俵
〃	中間市土手ノ内地先	左	0/400～0/700	300m	越水A・堤体漏水B	シート張り・積み土俵
〃	中間市中間地先	右	0/300～0/500	200m	越水A	積み土俵
〃	中間市七重地先	右	2/300～2/500	200m	越水A	積み土俵

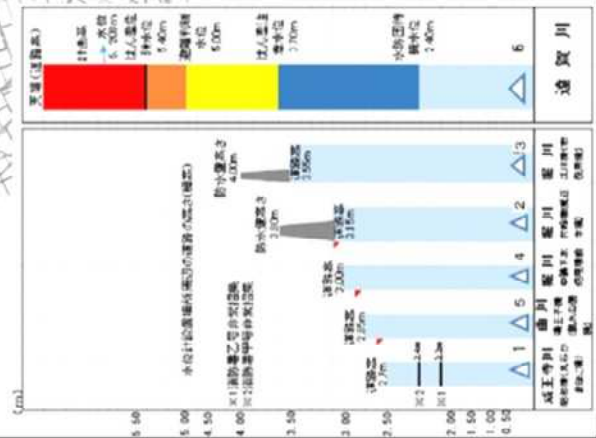
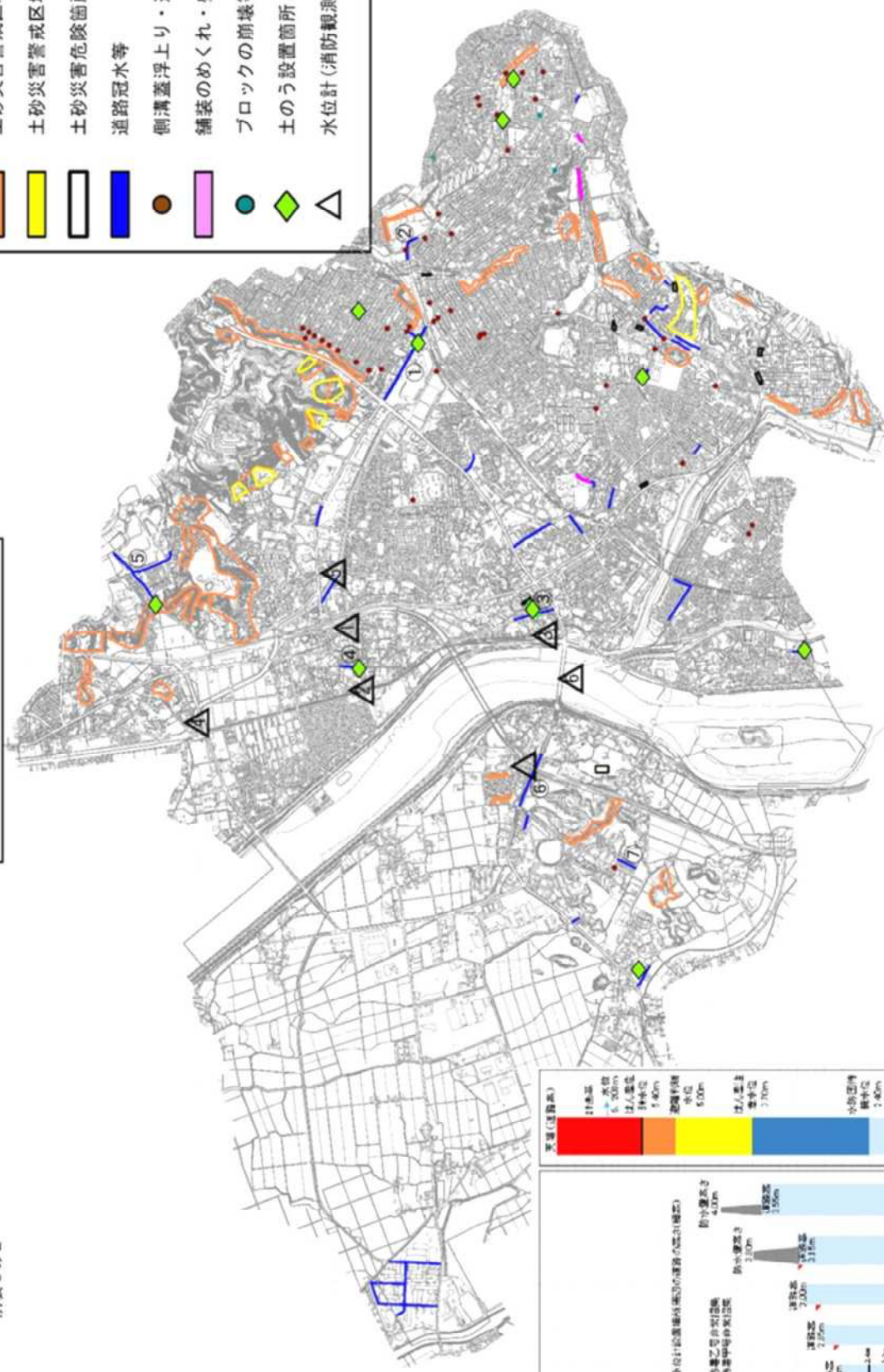
② 遠賀川水系（重要度B）

河川名	地先名	岸別	位置	延長	備考	水防工法
遠賀川	中間市垣生地先 中間市下大隈地先	左	10/900～11/500	600m	越水B	積み土俵
〃	中間市下大隈地先	左	11/700～11/850	150m	越水B	積み土俵
〃	中間市中間地先	右	10/300～10/500	200m	堤体漏水B	シート張り
〃	中間市中間地先	右	10/900～11/100	200m	堤体漏水B	シート張り
黒川	中間市中間地先 中間市土手ノ内地先	左	0/100～0/300	200m	越水B	積み土俵
〃	中間市土手ノ内地先	左	0/700～0/900	200m	堤体漏水B	シート張り
〃	中間市中間地先	右	0/100～0/300	200m	越水B	積み土俵
〃	中間市中間地先	右	0/500～0/700	200m	越水B	積み土俵
〃	中間市中尾地先	右	0/900～1/300	400m	越水B	積み土俵
〃	中間市七重地先	右	1/500～1/700	200m	越水B	積み土俵
〃	中間市七重地先	右	2/100～2/300	200m	越水B	積み土俵
笹尾川	中間市土手ノ内地先	左	1/100～1/200	100m	堤体漏水B	シート張り

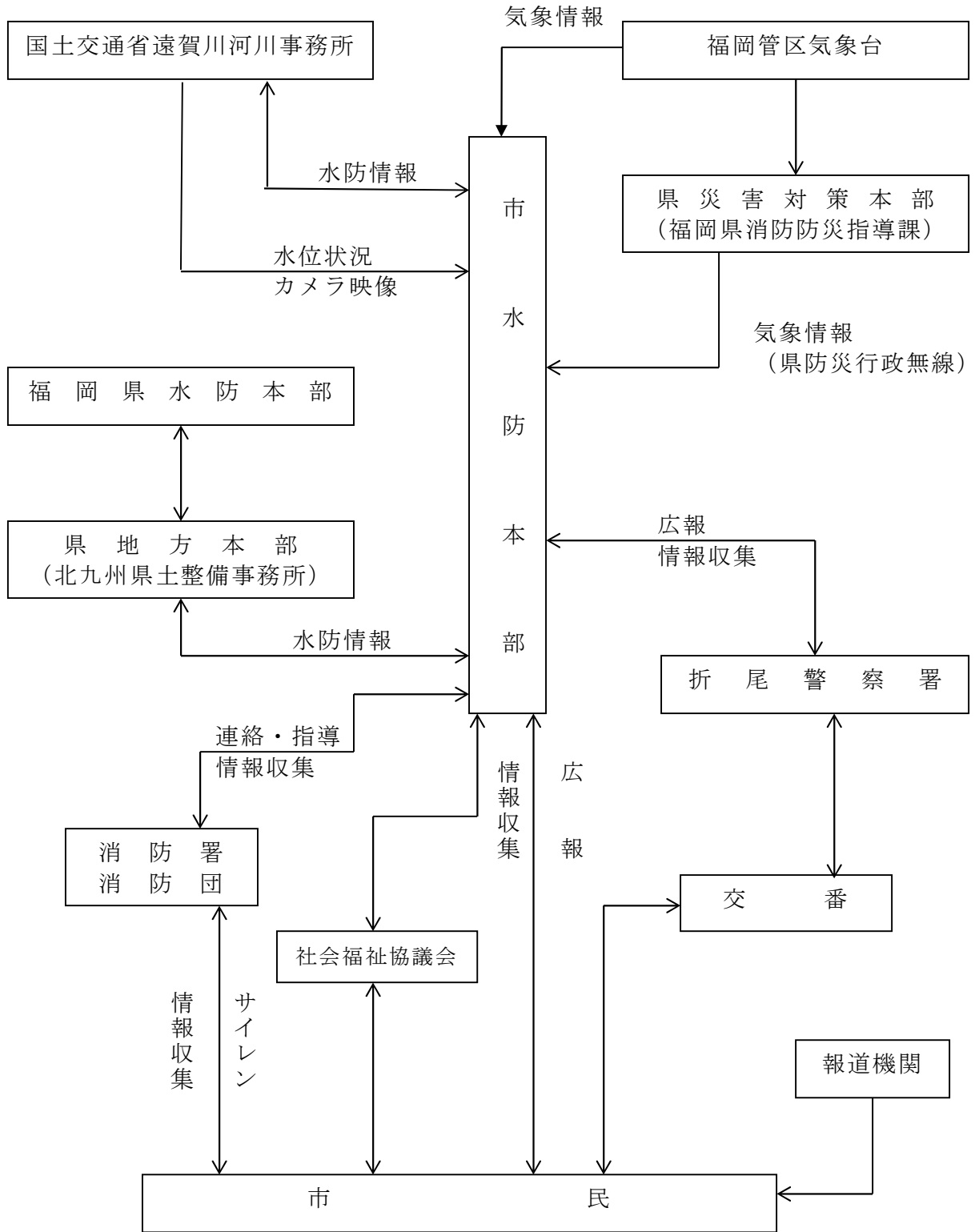
中間市警戒箇所図

別表3の2

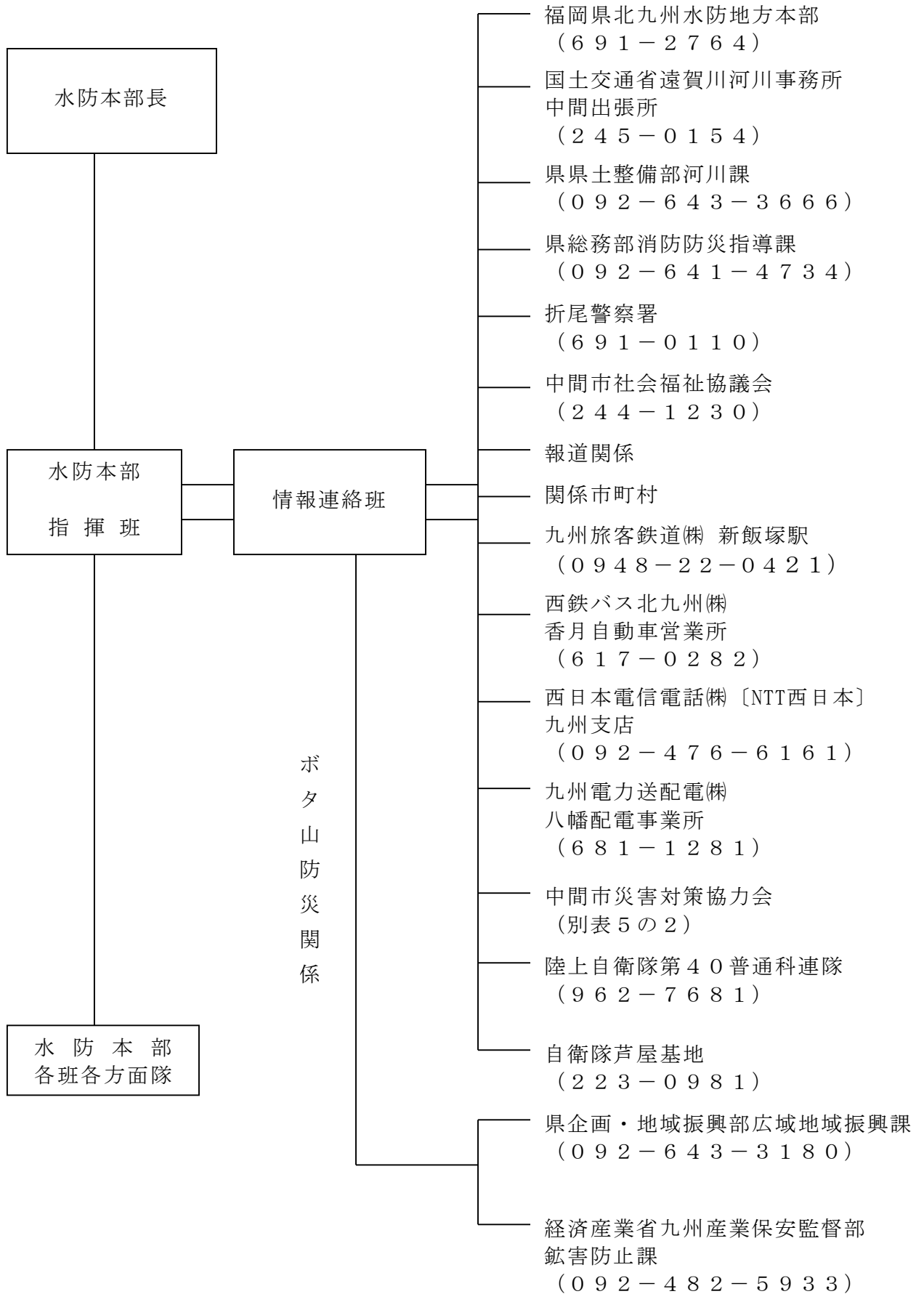
	土砂災害警戒区域(急傾斜地)
	土砂災害警戒区域(土石流)
	土砂災害危険箇所(法指定外)
	道路冠水等
	側溝蓋浮上り・道路陥没
	舗装のめくれ・盛上り
	ブロックの崩壊等
	土のう設置箇所
	水位計(消防観測)



情報収集及び広報系統



水防連絡系統

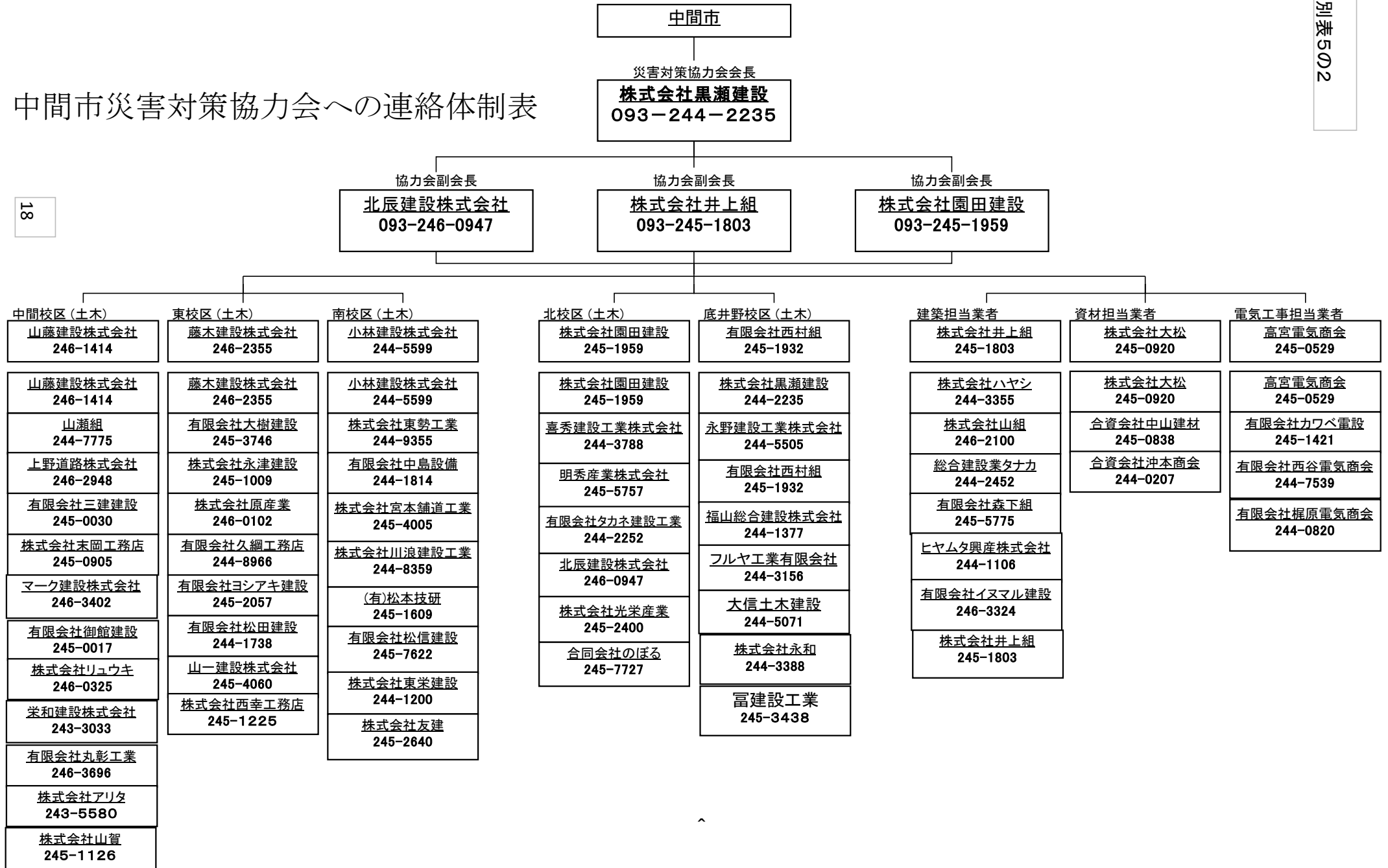


県有・中間市・遠賀郡各町水防倉庫別資器材総括表 (令和5年5月)

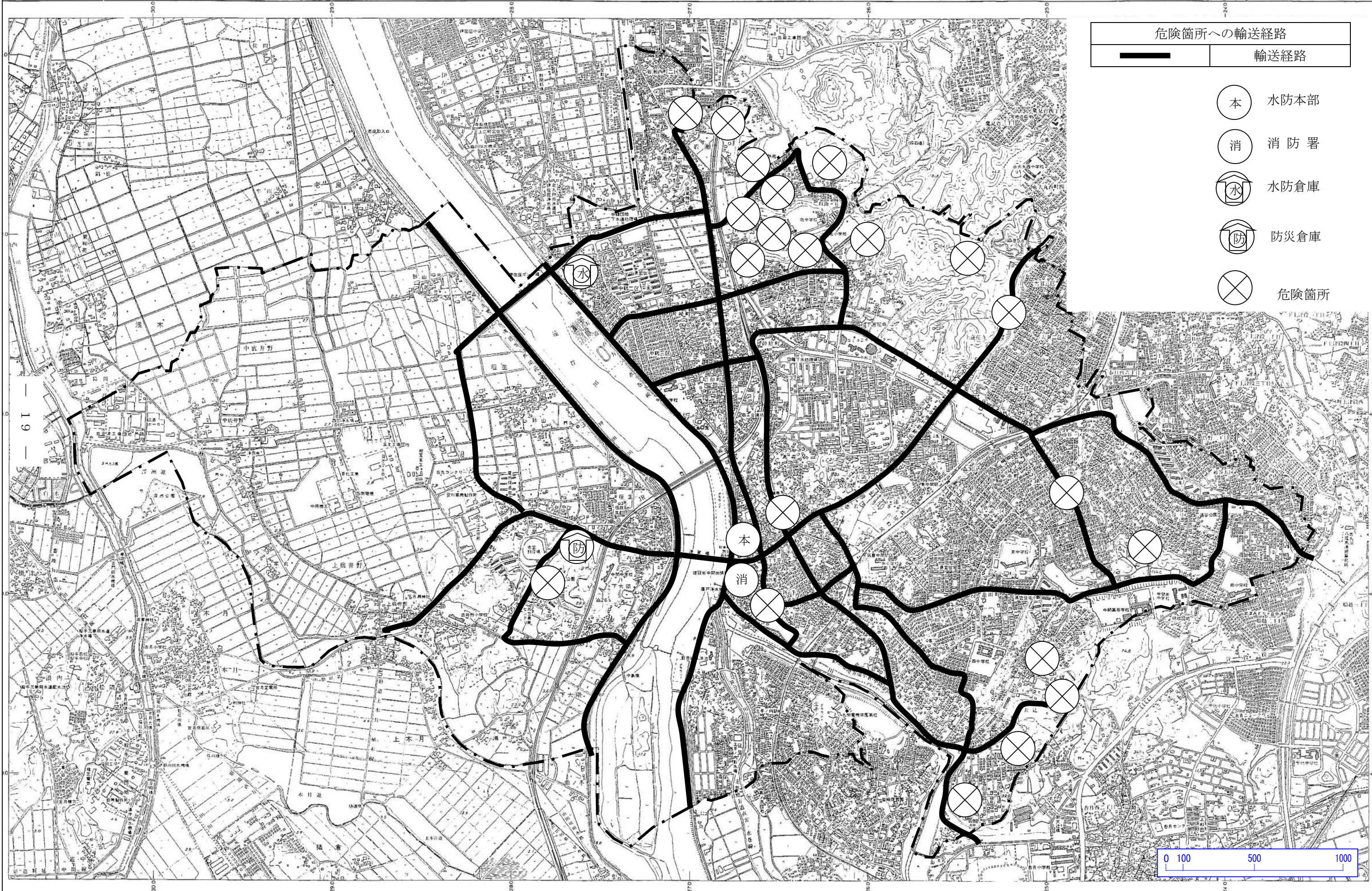
管理団体	水防施設					水防器材											水防資材									
	トラック	小型ジープ	一輪車	舟	無線機	カケヤ	スコップ	ハンマ	タコ	ツルハシ	カキ板	クワ	カマ	ザル	ノコギリ	トビロ	ペンチ	照明灯	ビニール袋	杭丸太	鉄線	シビール	ロープ(巻)	ロープ(ひも)	ロープ	吹
北九州市土整備事務所			2			1	6					5		2	2				8,000	38		36	15	1		
中間市水防倉庫		1	4		5	20	76	5		22		10		12	12			3	1,110	73	3	118	34			
水巻町水防倉庫			3	1	38	5	15	1		2	5	6	10	8	1		1	3	3,400		1	40	1			
芦屋町水防倉庫	1			4	21	3	15								3	6	3	5	500			4	3			
岡垣町水防倉庫	1			1	19	6	23	2					10		11	14		2	6,750	140		172	36			
遠賀町水防倉庫	1			6	22	4	26	7								6	4	8	2,180	80	2	38	4			
計	3	1	9	12	105	39	161	15		24	5	16	25	20	29	28	8	21	21,940	331	6	408	93	1		

中間市災害対策協力会への連絡体制表

18



中間市全図



水防実施状況報告書

市長印

水防実施月日	令和 年 月 日 (豪雨) (台風第 号)				報 告 月 日	令和 年 月 日		
出水状況	はん濫注意水位 m		連続雨量 mm (月 日 時～ 月 日 時)					
	川 出水位 m		最大雨量 mm (月 日 時～ 月 日 時)					
水防実施箇所	市 町 大字		地先		m			
出動人員数	消防団員	警察官	自衛隊	その他	計			
	人 (内応援 人)	人	人	人	人			
水防作業概況 および工法								
水 防 効 果								
一 般 災 害	田 畑 家屋 工場 その他 一般土 木災害	被害防止	実被害	所 要 経 費	団体名 区分	管理 団体分	県支出	計
		町 千円	町 千円		人件費 (食糧等 含む)	円	円	円
		町 千円	町 千円		物 資 器 材 其 他 小 計			
		戸 千円	戸 千円					
		戸 千円	戸 千円					
		千円	千円					
	町 戸 千円	町 戸 千円	合計	円	円	円		
	小計		主要 使用 資 材 内 訳	俵 (仄袋)	千円 枚	千円 枚	千円 枚	
	河 川 被 害	堤防	m 千円	m 千円	葦			
		護岸	m 千円	m 千円	縄			
その他 河川		m 千円	m 千円	丸太				
小計		m 千円	m 千円	その他				
合 計				功労者の氏名年齢 所属及び功績				
				堤防の決壊等があった時その原因 (水防作業者の立場より見て記入)				
備考				水防活動に対する自己批判 (管理団体で記入)				

水防訓練報告書

市

実施月日	令和 年 月 日 地先 川筋 大字 地先										左岸	右岸
実施団体	団体名	主催者		参加団体					合計	参 観 者 人	人	
								小計				
	参加人員	人	人	人	人	人	人	人				
訓練概要 (訓練内容)												
経 費	一般経費			資材費					合計 (A)+(B)	摘 要		
	人件費	その他	計(A)	かます	くい	なわ		計(B)				
	管理団体	円	円	円	円	円	円	円	円			
県支出	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
(想定)												
(付記)	(結果講評) (良かった点、悪かった点)											

水 防 日 誌

水防実施月日	令和 年 月 日 (豪雨) (台風第 号)				報 告 月 日 令和 年 月 日				
出水の概要	はん濫注意水位 m		連続雨量 mm (月 日 時~月 日 時)		川 最大雨量 mm (月 日 時~月 日 時)				
	出水位 m		最大時間雨量 mm (月 日 時~月 日 時)						
水防実施箇所	市 町 大字 地先 m								
出動人員数	消防団員	警察官	自衛隊	その他		計			
	人 (内応援)	人	人	人		人			
水防作業概況 および工法									
水防効果			団体名						
			区分	管理団体分	県支出分	計			
		被害防止	実被害						
一 般 災 害	田	町 千円	町 千円	所 要 経 費	人件費	円	円	円	総計
	畑	町 千円	町 千円		物 物資				
	家屋	戸 千円	戸 千円		件 器材				
	工場	戸 千円	戸 千円		費 その他				
	その他 一般土 木災害	千円	千円		小計				
	小計	町 戸 千円	町 戸 千円	合計					
河 川 被 害	堤防	m 千円	m 千円	主 要 使 用 資 材 内 訳	俵 (吹袋)				
	護岸	m 千円	m 千円		葎				
	その他 河川	m 千円	m 千円		縄				
	小計	m 千円	m 千円		丸太				
				その他					
合 計	m ² 戸 千円	m ² 戸 千円	功労者の氏名年齢 所属及び功績						
備 考			堤防の決壊等があった時その原因 (水防作業者の立場より見て記入)						
			水防活動に対する自己批判 (管理団体で記入)						

水防資材受払簿

				品名		単位 呼称	
年月日	出納命令印	摘 要 (用途)	単価	受	払	残	受領者印

市内避難所一覧表

◎ 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、円滑かつ迅速に安全を確保するために短時間滞在させる避難場所であり、自治会長と協議し地区の公民館を使用する。ただし、対象の災害により、別途自治会等と協議のうえ避難場所を変更する場合がある。

◎ 指定避難所

災害が発生した場合に、避難した住民や、被災した住民等を一定期間滞在させる公共施設等の避難所。

施設名	所在地	電話番号	対象の災害				
			洪水	土砂災害	地震	高潮	大規模火災
① 中間東小学校	中尾4-2-1	244-3133	○	○	○	○	○
② 中間東中学校	扇ヶ浦3-2	244-3533	○	○	○	○	○
③ 希望が丘高等学校	土手ノ内3-19-1	245-0481	○	○	○	○	○
④ 中間西小学校	弥生2-1-1	245-3900	○	○	○	○	○
⑤ 体育文化センター	蓮花寺3-1-5	246-2800	×	○	×	○	○
⑥ 中間小学校	長津1-26-1	244-3100	×	×	○	×	○
⑦ 中間北小学校	岩瀬3-2-1	244-3144	○	○	○	○	○
⑧ 中間北中学校	岩瀬3-4-1	244-3522	○	×	×	○	○
⑨ 中間南小学校	通谷5-14-1	244-3155	○	○	○	○	○
⑩ 中間南中学校	朝霧5-2-1	245-4250	○	○	○	○	○
⑪ 中間中学校	垣生510番地	244-3500	○	○	○	○	○
⑫ 底井野小学校	上底井野825番地	244-3122	×	×	○	×	○

※ ただし、台風等の暴風時や緊急を要する場合等災害の状況によっては、その他の公共施設を避難所として使用する。

◎ 福祉避難所

大規模な災害で、避難生活が長期化し、障がい者等の要配慮者が一般の避難所では支障がある場合には、次の施設を「福祉避難所」として使用する。

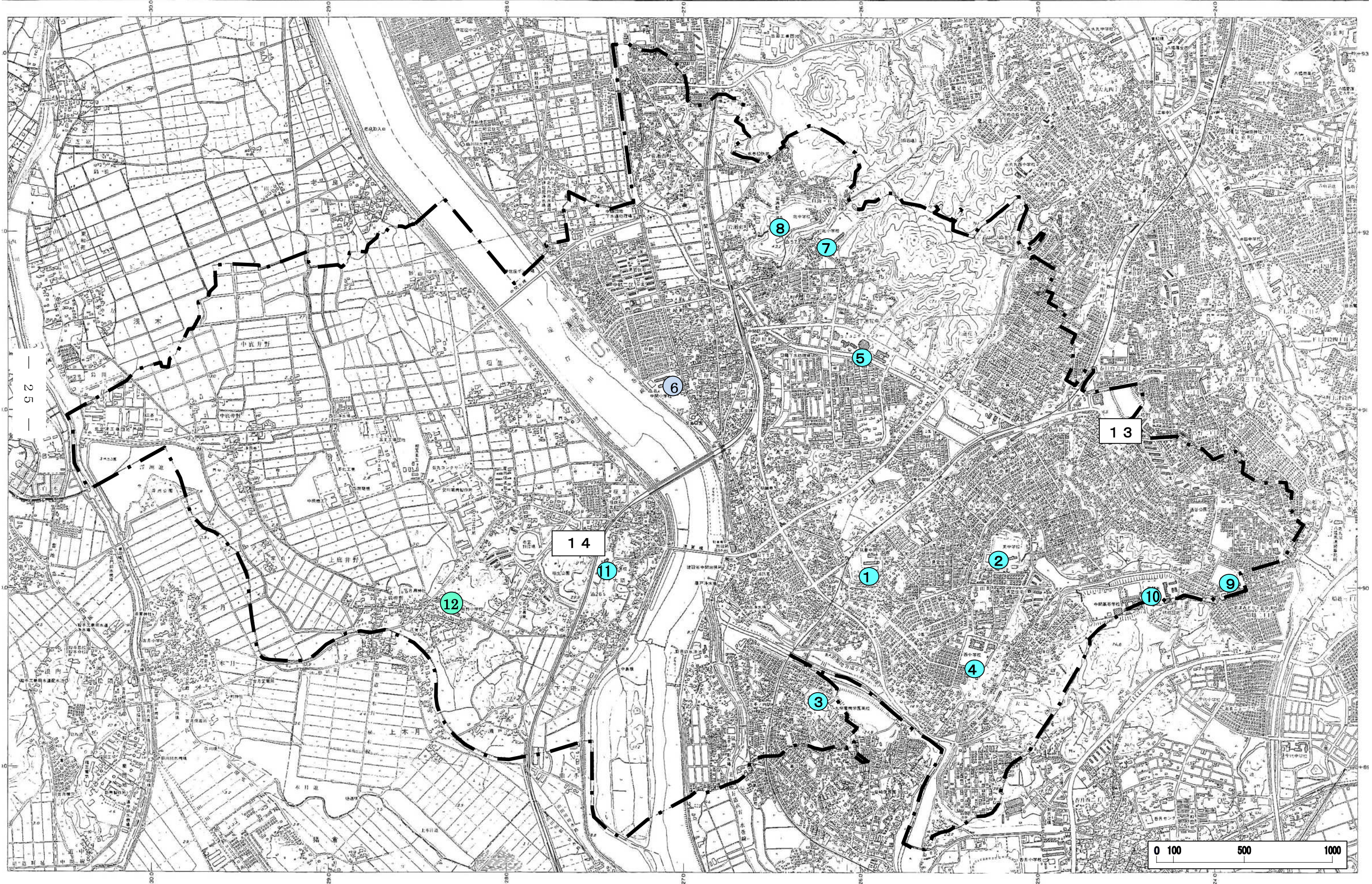
施設名	所在地	電話番号
⑬ ハピネスなかま	通谷1-36-10	245-8686
⑭ 地域交流センター	垣生660番地1	245-4665

※ 要配慮者

「高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時に配慮を要する者」をいう（災害対策基本法第

8条第2項第15号）。

非常時の避難所 (中間市全図)



中間市防災会議委員

	役 職 名	電 話 番 号
会長	中間市長	244-1111
委員	国土交通省遠賀川河川事務所中間出張所 所長	245-0154
〃	陸上自衛隊第40普通科連隊 第2中隊長	962-7681
〃	福岡県北九州県土整備事務所 所長	691-2764
〃	福岡県八幡農林事務所 所長	601-8851
〃	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 所長	0940-36-2045
〃	福岡県警折尾警察署 署長	691-0110
〃	九州電力(株)八幡配電事業所 所長	681-1281
〃	西日本電信電話(株)九州支店 災害対策室室長	092-476-6161
〃	九州旅客鉄道(株)新飯塚駅 駅長	0948-22-0421
〃	中間市社会福祉協議会 会長	244-1230
〃	中間市自治会連合会 会長	
〃	中間市婦人会 会長	
〃	中間市民生委員児童委員協議会 会長	
〃	中間市ボランティア連絡協議会もやいの会 会長	
〃	中間市副市長	244-1111
〃	〃 教育委員会教育長	〃
〃	〃 総務部長	〃
〃	〃 総務部参事	〃
〃	〃 建設産業部長	〃
〃	〃 保健福祉部長	〃
〃	〃 環境上下水道部長	〃
〃	〃 市民部長	〃
〃	〃 教育部長	〃
〃	〃 教育部参事	〃
〃	〃 議会事務局長	〃
〃	〃 消防長	245-0901
〃	〃 消防署長	〃
〃	〃 消防団長	〃
〃	〃 保健センター所長	246-1611
〃	〃 保健師	244-1111

中間市防災会議幹事

役 職 名	電 話 番 号
総務課長	2 4 6 - 6 2 3 2
財政課長	2 4 6 - 6 2 3 6
契約課長	2 4 6 - 6 2 5 5
公共施設管理課長	2 4 6 - 6 2 6 2
市長公室長	2 4 6 - 6 2 3 3
企画課長	2 4 6 - 6 2 3 4
情報管理課長	2 4 6 - 6 2 4 9
会計課長	2 4 6 - 6 2 4 5
監査委員事務局長	2 4 6 - 6 2 2 9
市民課長	2 4 6 - 6 2 3 9
課税課長	2 4 6 - 6 2 3 8
収納課長	2 4 6 - 6 2 7 5
こども未来課長	2 4 6 - 6 2 4 8
介護保険課長	2 4 6 - 6 2 4 3
福祉支援課長	2 4 6 - 6 2 7 0
福祉支援課主幹	2 4 5 - 8 6 8 6
健康増進課長	2 4 6 - 6 2 4 6
生活支援課長	2 4 6 - 6 2 4 2
人権男女共同参画課長	2 4 5 - 3 5 1 1
選挙管理委員会事務局長	2 4 6 - 6 2 3 0
議会事務局次長	2 4 6 - 6 2 2 0
建設課長	2 4 6 - 6 2 5 9
都市計画課長	2 4 6 - 6 2 6 1
産業振興課長	2 4 6 - 6 2 3 5
産業振興課主幹	2 4 5 - 4 6 6 5

役 職 名	電 話 番 号
下水道課長	2 4 6 - 6 2 5 6
環境保全課長	2 4 6 - 6 2 6 5
教育施設課長	2 4 6 - 6 2 2 1
学校教育課長	2 4 6 - 6 2 2 2
生涯学習課長	2 4 6 - 6 2 2 4
上水道課長	2 4 5 - 0 5 4 2
消防本部総務課長	2 4 5 - 0 9 0 1
消防本部警防課長	2 4 5 - 0 9 0 1
消防本部予防課長	2 4 5 - 0 9 0 1
安全安心まちづくり課長	2 4 6 - 2 0 1 7

中間市消防団幹部名簿

階 級	氏 名	電 話 番 号	携 帯 番 号
団 長			
副 団 長			
”			
本 部 々 長			
第 1 分 団 分 団 長			
” 副 分 団 長			
第 2 分 団 分 団 長			
” 副 分 団 長			
第 3 分 団 分 団 長			
” 副 分 団 長			
第 4 分 団 分 団 長			
” 副 分 団 長			
第 5 分 団 分 団 長			
” 副 分 団 長			
機 能 別 分 団 長			
機 能 別 副 分 団 長			

格納庫管理人名簿

	氏 名	電 話 番 号
第 1 分 団 格 納 庫		
第 2 分 団 格 納 庫		
第 3 分 団 格 納 庫		
第 4 分 団 格 納 庫		
第 5 分 団 格 納 庫		

資料 4

公 用 車 両 等 調 べ

(令和5年4月1日現在)

種 別	数量	呼称	管理者	備 考
消防関係車両	16	台	消防署	ポンプ車1、タンク車2、 救助工作車1、はしご車1、 トラック2、訓練指導車1、 救急車3、救急予備車2、 署指揮車1、公用車2、
〃	7	〃	消防団	ポンプ車5、団指揮車1、 資機材搭載車1
マイクロバス	2	〃	市役所	
普通乗用車	14	〃	市役所	
〃	1	〃	環境上下水道部	
トラック普	3	〃	市役所	
〃	1	〃	環境上下水道部	
トラック軽	1	〃	市役所	
トラック軽	2	〃	環境上下水道部	
軽自動車	63	〃	市役所	
〃	14	〃	環境上下水道部	貨物12台
給水タンク車	1	〃	環境上下水道部	
救助用ボート	2	艘	消防署	ゴム製2
無線基地局	1	局	市役所	
〃	1	〃	消防署	
〃	1	〃	環境上下水道部	
なかまコミュニティ無線(子局)	47	〃	市役所	
無線陸上移動局	16	〃	消防署	
〃	8	〃	環境上下水道部	
携帯無線機	4	台	市役所	
〃	63	〃	消防署	
〃	15	〃	消防団	
〃	6	〃	環境上下水道部	

資料5

排水施設等一覧表

1 中間市が管理している排水施設

施設名	操作担当者		
	住所	氏名	電話番号
離駒排水門	土手ノ内一丁目23-5		
深坂 〃	中尾二丁目12-14		
黒川 〃	深坂一丁目15-33		
岩崎 〃	〃		
下大隈 〃	土手ノ内二丁目20-1-102		
出原ポンプ場	中間二丁目13-12		
岩瀬揚水機場	中間一丁目1-1	中間市建設課	244-1111

2 国土交通省が管理している排水施設

施設名	箇所	操作担当者	
		氏名	電話番号
曲川排水機場	遠賀郡水巻町二西三丁目10-1		
笹尾川排水機場	八幡西区大字楠橋		

3 ポンプ座連絡先

ポンプ場名	箇所	電話番号
曲川	遠賀郡水巻町二西三丁目10-1	203-1140
杵	〃 立屋敷一丁目9-3	201-1315
鯨瀬	北九州市八幡西区大字浅川	201-3395

4 福岡県（北九州県土整備事務所）が管理している水門及び排水施設

(1) 水 門

河 川 名	水 門 名
曲川 ～ 江川	鯨瀬樋門
黒川 ～ 遠賀川	唐戸水門1号
黒川 ～ 新々堀川	唐戸水門2号 (稲荷水門)
笹尾川 ～ 遠賀川	土手ノ内水門1号
笹尾川 ～ 新堀川	土手ノ内水門2号

(2) 排水施設

排 水 施 設 箇 所

施設名	河川名	箇 所	諸 元			管理受託者
			動力種別	馬 力	排水量	
広渡排水機場	吉原川	遠賀郡遠賀町 大字広渡	ディーゼルエンジン	250ps×3	6.8m ³ /s×2 5.1m ³ /s×2	遠賀町
新々堀川 排水機場	新々堀川	北九州市八幡西区 中須一丁目2-41	ディーゼルエンジン 電 動	700ps×3 55Kw×1	10m ³ /s×4 1m ³ /s×1	北九州市
鯨瀬排水機場	曲 川	北九州市八幡西区 三ツ頭二丁目26-1	ディーゼルエンジン	640ps×1 620ps×1 310ps×1	10m ³ /s×2 5m ³ /s×1	水巻町
杵排水機場	曲 川	遠賀郡水巻町 立屋敷一丁目9-3	ディーゼルエンジン " " 電 動 "	450ps×1 380ps×1 270ps×1 200ps×1 100ps×1	4.5m ³ /s×1 4.0m ³ /s×2 3.0m ³ /s×1 3.0m ³ /s×1 1.5m ³ /s×1	水巻町

排水施設は水防上の影響が大きいため、管轄県土整備事務所長及び管理受託者は適正な操作を行うものとする。

